

瀬戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 1 7 号

瀬戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

瀬戸市消防本部組織規則の一部を改正する規則（令和 6 年瀬戸市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(予防課) 第 5 条 <省略> 2 予防広報係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)及び(2) <省略> (3) <省略> (4) <省略> (5) <省略> (6) <省略> (7) <省略> (8) <省略> (9) <省略> 3 <省略>	(予防課) 第 5 条 <省略> 2 予防広報係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)及び(2) <省略> (3) <u>地域防災力の向上に関すること。</u> (4) <省略> (5) <u>瀬戸防火防災協会連合会に関すること。</u> (6) <省略> (7) <省略> (8) <省略> (9) <省略> (10) <省略> (11) <省略> 3 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。